

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十二(十) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称			1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日			2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額		3	円	円	円	円	円
	当 期 益 金 算 入 額	特別修繕費を支出した場合による 益 金 算 入 額	4					
		積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額	5					
		(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
		計 (4) + (5) + (6)	7					
	差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)		8					
当 期 積 立 額			9					
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額		10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額		11					
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)		12					
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$		13	—	—	—	—	
	(11) × (13)		14	円	円	円	円	
	積 立 限 度 額 (12)と(14)のうち少ない金額		15					
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)			16					円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)			17					
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金		18					
	差 引 (18) - (17)		19					
	当 期 分	(7) - ((9) - ((18) - 前期の(18)))	20					
		当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (16) + (20)	21					
	前 期 分 以 前	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22					
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算								
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額			23	円	円	円	円	円
積 立 期 間 終 了 か ら 2 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 $(23) \times \frac{1}{60}$			24					

別表十二（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第57条の8（特別修繕準備金）若しくは平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第57条の8（特別修繕準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の58（特別修繕準備金）若しくは平成22年旧措置法第68条の58（特別修繕準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- 2 「前回の定期検査又は特別修繕の年月日2」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、当期の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。

- 3 「期首特別修繕準備金の金額3」には、当期首現在における税務計算上の特別修繕準備金の金額を記載します。

- 4 「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額10」は、①当該資産につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき当期末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。

- 5 「積立限度額の計算」の「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$ ¹³」は、次により記載します。

(1) 措置法第57条の8第10項の規定の適用を受ける場合又は平成22年旧措置法第57条の8第10項の規定の適用を受ける場合にあっては、その事業年度開始の日から措置法第57条の8第10項に規定する適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第57条の8第10項に規定する適格

分社型分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日の前日までの期間の月数を、措置法第68条の58第9項の規定の適用を受ける場合又は平成22年旧措置法第68条の58第9項の規定の適用を受ける場合にあっては、その連結事業年度開始の日から措置法第68条の58第9項に規定する適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第68条の58第9項に規定する適格分社型分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載します。

- (2) 措置法第57条の8第12項、第13項若しくは第15項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度又は平成22年旧措置法第57条の8第12項、第13項、第15項若しくは第17項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度（以下「引継事業年度等」といいます。）にあっては、措置法第57条の8第12項、第13項若しくは第15項に規定する適格合併、適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第57条の8第12項、第13項、第15項若しくは第17項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日から当該引継事業年度等の終了の日までの期間の月数を、措置法第68条の58第11項、第12項若しくは第14項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度又は平成22年旧措置法第68条の58第11項、第12項、第14項若しくは第16項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度（以下「引継連結事業年度等」といいます。）にあっては、措置法第68条の58第11項、第12項若しくは第14項に規定する適格合併、適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第68条の58第11項、第12項、第14項若しくは第16項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日から当該引継連結事業年度等の終了の日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載します。